

## 危機からの脱出をさぐる極東地域 : 1994年のロシア極東

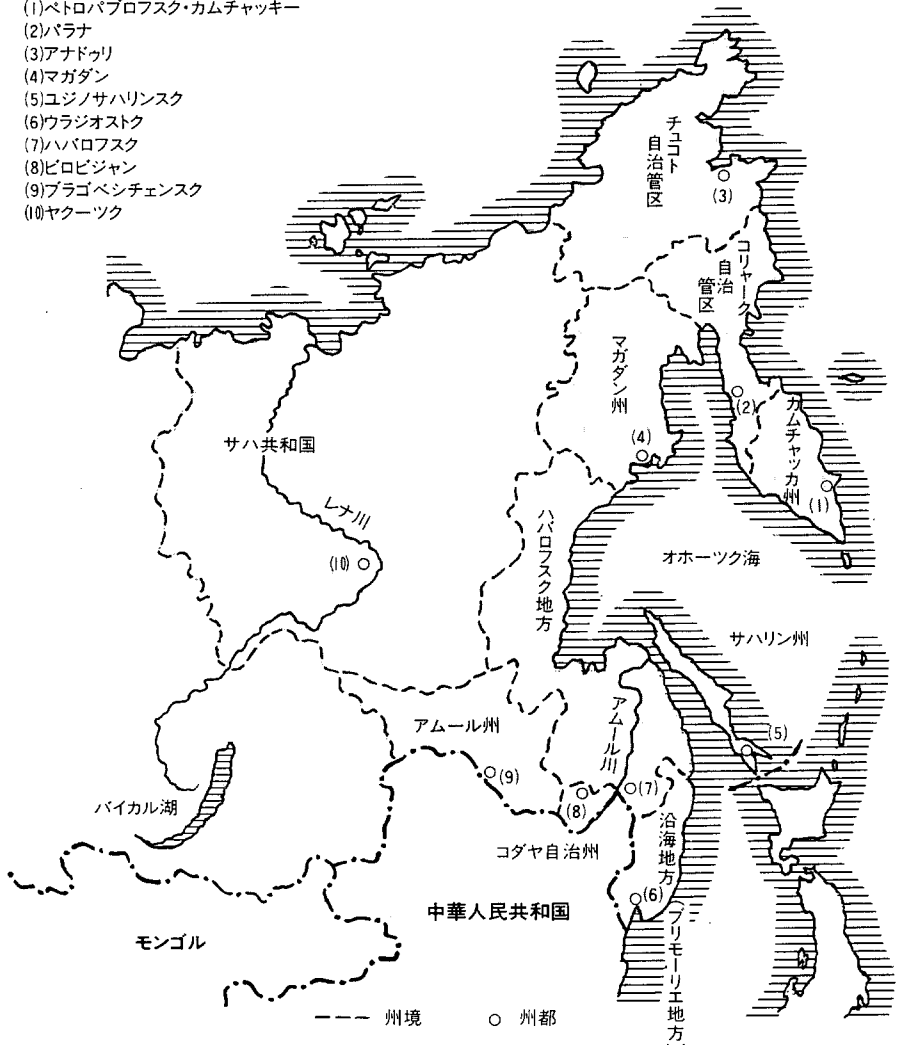
著者	平泉 秀樹
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	アジア動向年報
雑誌名	アジア動向年報 1995年版
ページ	[91]-112
発行年	1995
出版者	アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00002236">http://hdl.handle.net/2344/00002236</a>

# ロシア極東

面積	621万5900km <sup>2</sup>
人口	778万84人 (1994年1月1日現在)
通貨	ルーブル (1米ドル=3550ルーブル, 1994年12月29日現在)

## 州 都

- (1)ベトロボプロフスク・カムチャッキー
- (2)バラナ
- (3)アナドゥリ
- (4)マガダン
- (5)ユジノサハリンスク
- (6)ウラジオストク
- (7)ハバロフスク
- (8)ピロピジャン
- (9)ブラゴベシチェンスク
- (10)ヤクーツク



# 危機からの脱出をさぐる極東地域

ひら いずみ ひで き  
平 泉 秀 樹

1994年のロシア極東地域は、93年と同様に政治面では不安定、経済面では危機的な状況が続いた。

政治的不安定は、1994年がロシアの地方政治にとって大きな変化期であったことと関係している。すなわち、第1に地方の政治制度に大きな変化があった。これにともないロシア各地で地方議会選挙が実施され、極東各地域においても選挙が行なわれた。第2は、ロシア連邦を構成する主体である地方（クライ）、州などの行政長官（以下「知事」という）の選挙に絡んでいる。沿海地方のナズドラチェンコ知事が、知事選挙を94年10月7日に実施すると決定したことを巡って、中央政界を巻き込んだ事件に発展した。結局、地方の知事は大統領が任命するという大統領令が発布され、その結果住民が選挙で知事を選出することは不可能になった。

経済面では、生産の低下が止まらず、極東地域のいたる所で生産の停止、労働者の一時解雇が行なわれた。

対外関係では、日本との間ではロシア国境警備隊による日本漁船の銃撃、拿捕事件が相次ぎ、中国との関係でもビザの導入により国境貿易が大きく減少し、また大量の不法滞在者に対する規制が強化され始めた。

## 改 論

### 地方選挙

1994年に行なわれた地方議会選挙は、新しい地方政治制度下での最初の選挙であった。これは、エリツィン大統領が91年8月以降行なってきた地方政治制度の改革の最終的な到達点である（表1）。91年8月以前には、ロシアの地方には、人民代議員ソビエトと呼ばれる、代議機関と執行機関の二つの機能を持つ組織が存在していた。このような地方、国レベルで構成される人民代議員制度が、まさ

表1 地方権力機関の制度改革に関する経緯

1991年8月2日	大統領令「ロシア共和国における執行権力機関の活動の若干の問題について」を布告（代表機関と執行機関の分離：人民代議員ソビエト執行委員会に代わり新たに行政長官を設置。それへの全権委譲を指令）
1991年8月 クーデター後	上記大統領令の具体的実施。1991年9月から1992年2月にかけて各地の行政長官を任命。
1991年12月15日	連邦法「地方・州人民代議員ソビエトの法的規制に関するロシア共和国法」の成立（40～50名で構成される常設機関「小ソビエト」が作られる）
1992年3月5日	連邦法「地方・州人民代議員ソビエトおよび地方・州政府に関するロシア連邦法」の成立（人民代議員ソビエトは「代表機関」、地方行政は「執行機関」と規定され、地方における権力の分立が明確化された）
1993年10月9日	大統領令「ロシア連邦における代表権力機関および地方自治機関の改革について」を布告（地方などの人民代議員ソビエトを解散し新たな代表機関を創設するための選挙の実施を指令）
1993年10月22日	大統領令「ロシア連邦構成主体における国家権力の組織化の基本原則について」を布告（全国で新たな代表機関を1993年12月から1994年3月末までに実施することを指令）
1993年10月27日	大統領令「地方、州、連邦的意義を持つ都市、自治州、自治管区の国家権力代表機関の選挙についての基本規定の承認について」を布告
1993年10月29日	大統領令「地方自治機関の選挙についての基本規定の承認について」を布告
1994年10月3日	大統領令「ロシア連邦における統一的執行権力制度の強化に関する措置について」を布告（共和国を除く68の連邦構成主体の行政長官は、大統領が任命する）

表2 地方議会選挙予定

地 方 ・ 州	定 数	名 称	投票日
ハバロフスク地方	25	地方ドゥーマ	3月13日
カムチャツカ州	23	州立法サブラーニエ	3月20日
サハリン州	16	州ドゥーマ	3月20日
沿海地方	39	地方ドゥーマ	3月27日
マガダン州	17	州ドゥーマ	3月27日
アムール州	30	州サブラーニエ	3月27日

(出所) 『北海道新聞』1994年3月13日。

にソビエト連邦の名称ともなっている「ソビエト」制度であった。

1994年にロシア全土で地方議会選挙が行なわれた。94年に地方選挙が実施されるにいたる直接的な契機は、前年93年9月末から10月初めにかけて起きた、エリツィン大統領による議会の機能停止命令を巡る、中央（モスクワ）での大統領派と議会派（人民代議員大会、最高会議）の流血事件である。この時、多くの地方議会が、エリツィン大統領がもくろむ地方政治制度の改革に危機を感じて、中央の議会派を積極的に支持した。つまり、中央における議会派の敗北は、「ソビエト」制度の解体と地方における人民代議員ソビエトの終焉を意味したからである。事件が大統領派の勝利に終わった後、大統領は議会派にくみした地方議会の解散を命令した。そのため、各地方では、行政府を監視する代表機関が不在となり、その早急な設置が求められていた。

各地で行なわれた地方議会選挙は、1993年12月から94年3月末までに議会を選出することを指令した大統領令第1723号（93年10月22日付け）に基づき、各地域の選挙管理委員会が選挙規定を作成して行なわれた。極東地方においても、ハバロフスク地方、沿海地方、サハリン州などで表2のような日程で議会選挙が設定された。しかしサハリン州では、地方選挙管理委員会が定めた規定に中央選管からクレームがついたため、また沿海地方でも後述する理由からそれぞれ選挙日程を3月27日と10月23日に延期した。このことによって、特に沿海地方では10月までの間、立法府（議会）が存在せず、知事の独裁的執行が行なわれるという異常な状況が生じた。

極東地方における選挙の結果を一言で特徴づけるならば、全般的に投票率が低く、特に都市部での投票率が農村部に比べて低いという傾向を指摘することができる。極東各地で投票率が低いのは、たとえばサハリンでは当日悪天候であったこと、沿海地方では10月7日予定の知事選挙が直前の10月3日に出された大統領令によって中止させられたことなどの特殊な理由がある。しかし、より一般的には一時期地方の権限が拡大したが、現在その権限も縮小され、事実上中央の支配下に従属させられているため、住民の間に地方議会に対する期待が失せていることがある。

また、当選者は総じて政治的党派を明確にしない企業の社長、自治体の首長など実務的な人々であったということが出来る。このことは、現在のロシアの地方では、党派性を明確にした与党と野党が対立するという構図が存在しないことを物語っている。

次に極東のいくつかの地域の選挙結果を見ておくことにする。

#### [ハバロフスク地方]

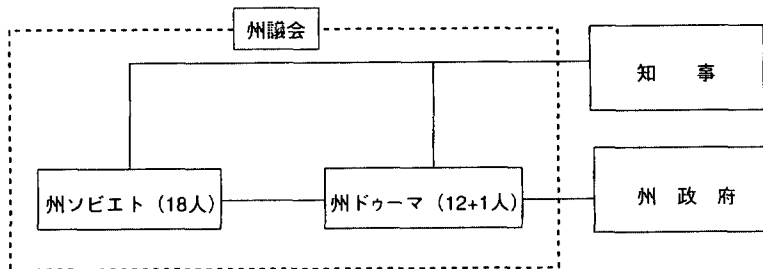
3月13日、25選挙区（1選挙区1人の小選挙区、代議員数25人）116人の候補者で議席が争われ、ハバロフスク地方全体の有権者総数105万6925人のうち34万9910人が投票した（投票率33.1%）。しかし、最終的な有効投票率は31.5%とかわろうじて30%を超えたにすぎない。さらに投票者のうち約17.5%が当該選挙区のいずれの候補者にも反対票を投じている。特に第8、第11、第15選挙区では、投票率は、選挙が成立したとみなされる規定の25%を超えたものの（各々29.2、31.5、34.0%）、全ての候補者に対する反対票が最高得票者の得票数を超えた場合には選挙が不成立となる、との規定に抵触し選挙は不成立となった。

全体では、25選挙区中7選挙区で選挙が不成立となった。そのうち、先に述べた3選挙区を除く他の4選挙区（この四つの選挙区の有権者の地方全体の有権者に占める比率は約2割強）では選挙規定に定められた最低投票率25%を超えることができなかつたためである。ちなみに25選挙区中で最低投票率は21.4%、最高投票率は42.1%であった。

当選者18人の内訳は、企業などの組織の長9人、自治体の長、軍人各2人、中等学校教師、会社員、公務員各1人であった。その他女性2人が当選している。

選挙の結果、上述した二つの理由で7人の欠員が生じた選挙区では、補欠選挙が10月9日に行なわれた。その結果、5選挙区で投票率25%以下（18.4～23.5%）

図1 サハリン州議会の構造 (当初案)



(出所) 『グベルンスキエ・ベドマスチ』第4号 1994年1月22日。

のため不成立となった。しかし選挙が成立した2選挙区でも投票率は低く、25.8～28.9%にすぎなかった。

#### [ユダヤ自治州]

3月13日、州議会（パラメントと名づけられている）の15議席を51人の候補者が争った。その結果、12選挙区で選挙が有効とされ、12人の代議員が選出された。しかし、州都ピロビジャンでは3選挙区すべてで選挙が成立せず、州議会に州都の代表が参加できないという異常な事態となった。当選者の職業は、6人が大企業の社長、4人が自治体の首長、弁護士、医者が各1人であった。

#### [サハリン州]

3月27日、4選挙区（1選挙区4人中選挙区、代議員数16人）において51人の候補者で議席が争われた。当初、投票日は3月20日に予定されていたが、サハリン州が定めた選挙実施規定に対し、以下に述べるように二つの点で中央選挙管理委員会から異議が出され、その調整のために日程が変更されたものである。副知事によれば（『グベルンスキエ・ベドマスチ』2月5日）、中央選管から出された異議は、(1)州議会が上院である州ソビエトと下院である州ドゥーマの二院制をとっていること、(2)州ドゥーマに、北方民族用に1議席を設けたことにある（図1）。前者は、州ソビエトが北クリルのような小居住区からも、ユジノ・サハリンスクのような大居住区からもともに1名が選出されるのでは、投票者の権利の平等が侵害されるということ、後者は、少数民族に議席を優先配分することは、その他の民族である市民の権利の侵害にあたるということが問題とされた。サハリン州



通勤の人々にぎわうウラジオストク（筆者撮影）

選挙管理委員会では、州が定めた二院制は、ロシアの国家権力構造と同質であり、中央選管の見解には根拠がないと主張しつつも、結局中央の見解を取り入れざるを得なかった。

3月27日に行なわれた投票の結果は、投票率が25%以下であったため、最大の選挙区である第1選挙区（州都ユジノ・サハリンスク）で選挙が不成立となった。このため、7月24、25日に第1選挙区の補欠選挙が行なわれた。しかし今回も有権者の多くが棄権し、選挙は再び不成立となった（投票率20.6%）。

#### 〔沿海地方〕

当初3月27日に予定されていた地方議会選挙は、直前の3月19日、知事決定（第116号）によって10月23日に延期された。そのため、沿海地方では、議会が存在しないという状況が約1年間続くことになり、この間は知事決定によってすべてが実行されるという異常な事態となった。

地方議会選挙延期の理由は、知事などによれば3点ある（『ウラジオストク』3月22日）。第1は、選挙資金の不足である。知事によれば、必要な選挙費用約30億ルーブルのうち、中央からは6億しか支給されておらず、残りの資金を地方予算から支出するには、種蒔きシーズン前でもあり時期が悪い。第2は、反知事勢力が、選挙規定をめぐって裁判所に選挙の延期を申し立てていることである。



第3は、沿海地方の大統領代表（大統領によって任命され、地方行政府とは独立している）によれば、住民の選挙に対する熱が失せているということである。しかし、明らかに別の大きな理由が存在している。これは、直前の3月16日に、ナズドラチェンコ知事が、地方の首都ウラジオストク市の民選市長を解任した事件である。市長は知事の汚職を追及しており、このことをめぐって知事と市長の間には決定的な対立が生じていた。

沿海地方では、39選挙区（1選挙区1人の小選挙区、議員数39人）で選挙が争われた。選挙の結果は、20選挙区で議員が選出されたが、残りの19選挙区では選挙が不成立となり、総議席数の3分の2以上（26人）の議員が選出されなかったことから、沿海地方議会は議会としては成立しないという異常な状況に陥った。投票率は、都市部に比べ農村部が高く（26～59%）、ウラジオストク、アルセニエフ、アルチョム、ナホトカ、パルチザンスク、ポリショイ・カメニといった大都市では、住民の多くが選挙を棄権したため、投票率が低く選挙が不成立となった。

成立しなかった残りの19選挙区に関しては、1995年1月15日に再選挙が行なわれる予定である。

### 沿海地方知事選挙

ロシア連邦憲法によれば、ロシア連邦は、同権の構成主体である21共和国、6地方（クライ）、49州、連邦的意義を持つ2都市、1自治州、10自治管区で構成される（第5条、第65条）。これら89の構成主体の長をどのようにして選出するのかについて、これまで連邦レベルでは、明確な規定はなかった。しかし、連邦内で完全な国家権力を持ち、主権国家とされている共和国の長は別として、それ以外の行政長官（知事）は、大統領によって指名、もしくは任命されてきた。

沿海地方においても、現在のナズドラチェンコ知事は1993年5月13日に大統領によって指名され、5月19日に当時の沿海地方人民代議員ソビエト（議会）によって承認されている。このナズドラチェンコ知事が、住民の選挙の洗礼を受けるという決定を行なったことが、中央政界を巻き込んだ大きな問題となった。

この間の経緯を簡単に述べれば次のとおりである。沿海地方において知事選挙を行なうという考えは、知事自身によって出され、秋に知事選挙を行なうことに許可を与えるよう、5月に連邦選挙管理委員会に要請していた。最終的に7月に許可があり、知事選挙の規則を作成するための特別委員会が組織された。8月2日、知事は選挙を10月7日に行なうことを決定した。手続き的には問題がないよ

うに見えた。しかし9月末に「ロシアの民主的選択」のガイダル党首は、同党の専門家が作成した沿海地方知事の人権侵害と行政の私物化を告発する文書をもとに、エリツィン大統領、最高裁判所、連邦人権委員会に対し、知事選挙の中止と知事の行動の調査を行なうよう要請した。この要請にはシャフライ「統一と合意党」党首、ヤプリンスキー「ヤプリンスキー連合」代表、フヨードロフ「12月12日同盟」代表などのいわゆる「民主派」指導者も合流した。10月3日、エリツィン大統領は、大統領令第1969号「ロシア連邦における統一的執行権力制度の強化に関する措置について」の第2項において、共和国を除く68の「地方、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の行政長官の任命および罷免（中略）は、ロシア連邦首相の提案により連邦大統領が行なう」という命令を発し、実質的に沿海地方知事選挙を中止するよう命令した。これに従い、ナズドラチェンコ知事は、10月5日知事選挙の中止を決定した。

中央において「民主派」が知事選挙を問題としたのは、選挙そのものよりはむしろ、沿海地方において知事を中心としたグループが反対派に対する人権侵害と行政府の私物化を行なっているという点である。さらにこのような状況下での選挙は、実質的に現知事に法的正当性を与え、このことは沿海地方において行政府と並ぶ権力機関である議会が存在しない状況では、知事が沿海地方において独裁的権力を握ることを意味する。ガイダルは次のように述べている。「選挙の目的はこの犯罪的なまでに専制的な体制に正当性を与えようとするものである」（『ウラジオストク・ニュース』9月30日）。

沿海地方ではこれまでも「沿海共和国」構想が議論されたことがある。そのうえ、ロシア全体の市場経済移行過程の中で行なわれている価格の自由化は、運賃の大幅な引き上げをもたらし、ロシア中央部からは辺境の地である沿海地方（もしくは極東地域）への物資の移出入を滞らせ、この地域をロシアの他の地域から孤立化させ始めている。そのため現知事は、中央からは投資ではなく課税の特権を手に入れ、ロシアの他の地域とではなく、近隣諸国と経済的連関を強めようとしている。正当性を与えられ、独裁権力を握った知事が、ロシアとではなく外国と関係が強めるとき、そこには「沿海共和国」もしくは「極東共和国」という姿が現れ、ロシアの統一が破壊されることをロシアの「民主派」は危惧しているのである。ガイダルは次のようにも述べている。「この選挙は、沿海地方、ロシア極東、そして全ロシアを不安定にし（中略）ロシアの民主主義にとって死の始まりになる。」（『ウラジオストク・ニュース』9月30日）。

しかし、ロシアの民主主義を擁護することを目的とした「民主派」にとって、この沿海地方知事選挙問題の最終的な結果は、大統領権力が一層強化され、首長を住民が選出するという民主主義の基本的権利が奪われるという皮肉な結果に終わった。さらに、先の大統領令が出された後行なわれた、知事選挙実施に関する世論調査によれば「住民の68%が選挙を行なうことが必要であると考えており、回答者の72%が選挙に参加する」(イタルタス、『デイリーレポート：セントラルユーラシア』10月4日)と答えるほどの関心を示していたにもかかわらず、知事選挙の中止は、地方議会選挙に対する住民の投票意欲をそぐ結果ともなった。

経 済

極東地域は、1994年の上半期を93年に引き続き困難な状況の中で過ごした。ミナキル・ロシア科学アカデミー極東支部経済研究所長によれば、工業生産額は上半期に、ハバロフスク地方では対前年同期比33.3%、マガダン州では18%、アムール州では23.8%、サハリン州では25.1%、ヤクート共和国では7.4%低下した(第10回日ロ極東学術交流シンポジウム報告書、「ロシア極東地域における経済改革と国際協力」、日ロ極東学術交流会)。

ハバロフスク地方とサハリン州の上半期の経済指標(表3、4)によると、工業総生産や投資の数字を見る限り、これら地方の経済は困難な状況にあるという

表3 ハバロフスク地方の1994年上半期の経済指標

	単 位	1～6月	対前年同期比(%)
工 業 生 産 額	10億ルーブル	1,415.0	66.7
投 資 額	10億ルーブル	282.7	51.0
1 人 当 り 所 得	1,000ルーブル	1,209.6	7.7倍
貿 易 高	100万ドル		
輸 出		182.6	87.3
輸 入		59.0	39.2
労 賃 対 する 債 務	10億ルーブル	74.4	152.8

(出所) 『太平洋の星』1994年8月2日。

表4 サハリン州の1～9月期の経済指標 (対前年比)

	単 位	1～9月	対前年同期比(%)
工 業 総 生 産	10億ルーブル	1,166	74.3
国民消費財の生産	10億ルーブル	499	73
投 資	10億ルーブル	258.1	31
貿 易 高 <sup>1)</sup>	100万ドル		
輸 出		110.2	75
輸 入		24.6	39
平均賃金(8月)	1,000ルーブル	462.9	5.5倍
消費者物価指数 <sup>2)</sup>		2.8倍	
失業者数(9月末)	人	11,555	1.5倍

(注) 1) 旧ソ連邦諸国を除く。2) 対1993年12月。

(出所) 『ソビエツキー・サハリン』1994年11月1日。

よりは、すでに崩壊寸前の状況にあるとみるのが正しいように思われる。

生産低下の原因は、第1に企業の財務状況の大幅な悪化である。ロシア全体におけると同様に、極東地域においても企業間の未払い債務の累積が企業活動に否定的な影響を与えている。第2に特にハバロフスク地方や沿海地方など、軍産複合企業が集中している地域では、軍産複合体企業の民需への転換が思うようにいっていないことである。たとえば沿海地方では、転換企業の生産物構造に占める製品を軍需品、民生品の比率で、

対前年同期で比較すると、軍需生産の比率が高まっている(表5)。第3に、1992年1月に始まった価格の自由化は輸送価格を大幅に引き上げ、ロシア各地から移入される原燃料資源や製品価格を押し上げ、企業が原材料を確保できない状況に陥っている。第4に、極東地域で生産される製品の価格も競争力がないまでに引き上げられ、

表5 転換企業の工業生産構造の変化

	1993上半期	1994上半期
総 生 産 高	100	100
軍 需 生 産	28.2	43.2
民 需 生 産	71.8	56.8

(出所) 「1994年1～6月期における軍需生産の転換企業の活動総括総括」ロシア統計委員会沿海地方統計局(ウラジオストック)1994年。

製品の販売市場を失っていることなどがある。

一方、投資の落ち込みも大きく、その回復のめどは全く立たない。これは地方予算収入の5割強を占める中央からの割り当て資金が約束どおりにこないだけでなく、もう一つの収入源である地方税などの収入が、経済の悪化によって十分に徴収されないためである。

極東地域の知事たちは、このような危機の状況を克服するために、11月15日共同してエリツイン大統領に会見し、極東地域に特別の地位を与えるよう具体的に以下のことを要請した。(1)第3、4四半期において、電力料金の価格差を中央政府が補償すること、(2)今年極東地域をおそった自然災害の損害補償を来年上半期まで延長すること、(3)軍が提供を受けた電気、食料品、その他のサービスの料金を地方に払えるように、軍に資金を配分すること、(4)全ロシアで統一的な平均的電力料金体系を導入すること、(5)極東地域への貨物輸送料金の低減措置を導入すること、(6)極東地域の行政府に当該地域で徴収された関税の20%を1995～2000年まで使用する権利を与えること、などである(『グベルンスキエ・ベドマスチ』第47号 11月19日)。しかし、これらの要請も実質的な成果を得ることができなかった。

ここで、極東各地域の危機打開のために最も重要なことは、資金の調達方法である。結局、極東地域が選択したのは、中央からの投資ではなく、税収入の国庫への繰り入れ比率を出来るだけ少なくし、逆に地方財政に多くを繰り入れることである。地方財政の自由度を拡大させ、アジア太平洋諸国との貿易、経済協力を発展させるために必要なインフラ整備に力を入れ、外国投資のこの地域への誘致を図ることである。しかしこのことは中央との緊張をはらみ、容易には解決できない問題である。

## 対 外 関 係

### 対日関係

#### 〔「安全操業」問題〕

ロシア極東地域において、日本との関係で最大の問題は、いわゆる「北方領土」問題である。1994年にこの地域で頻発した「領海侵犯」、「密漁」問題もこの「領土問題」と不可分の関係にある。しかし「領土問題」の本質的解決を待たずに、「密漁」問題を解決しようとするのがボキージン・南クリル地区長による「安全操業」提案である。

南クリル諸島周辺とオホーツク海におけるロシアおよび外国漁船による「密漁」問題に関し、サハリン州の地方新聞『ゲベルンスキエ・ベドマスチ』（1994年2月19日）によれば、1993年にはこの海域で総額約1300億ルーブルの不法漁獲が行なわれたといわれている。

「密漁」問題の状況は1994年に入っても変わらず、ロシア外務省は、在モスクワ日本大使館に対し、1月21～22日にかけて大量の日本漁船が、ロシアが主張する「領海」を侵犯したと抗議した。このとき、ロシア国境警備隊は、漁船に対して銃撃を行なった。国境警備隊総司令官によれば、このような「国境」侵犯は、ロシアの国境維持体制の弱体化によるものであるとの認識から（『ロシア新聞』4月20日）、国境管理体制の強化による「密漁」阻止のため、4月20日から国境警備隊を中心として、海軍、内務局、税関なども参加する「プチナ（漁期）-94」とよばれる作戦を3期に分けて開始した。

この間、サハリン州では、州の国境管理を強化するために、海岸線から幅5キロの地域に「国境地帯」を導入することが検討され、4月14日付で決定第119号「サハリン州域内における国境地帯と国境体制について」が出され、5月1日に発効した。5月31日には、ハバロフスク州でも中国との国境になるアムール、ウスリー両河の管理強化を打ち出した。

このように1994年の前半には、極東地域における国境管理が強化された。この理由としては、第1に旧ソ連邦時代には不明確であった連邦構成共和国間の「国境」画定、特に40年に併合され91年に独立を回復したバルト諸国との国境画定が国家間の問題として浮上し、国境に敏感になったことが考えられる。93年4月には連邦法「国境法」が制定された。第2には、ロシアにおけるナショナリズムの覚醒がある。93年12月の国会議員選挙における自由民主党の躍進は、このことの象徴的出来事であった。この選挙後、ロシアは国内政策、対外政策の両面でその方向を大きく転回した。第3には、ナショナリズムとも関わる国家的利益、国家的資源の確保がある。特に南クリル諸島が属するサハリン州は、現在までのところ漁業、水産加工業以外に見るべき産業がない。このような産業構造の下で、「密漁」による損害は、州経済にとって大きな打撃となっていた。そのため、漁業資源の保全が緊要の課題となっていた。第4に国境管理機構の改編がある。これまで国境警備隊は、国家保安委員会（KGB）に属していたが、94年1月から大統領直属になった。さらに国境警備隊の総司令官は、国家政策の実質的決定機関である国家安全保障会議のメンバーとなった。そして先に述べたように、旧連邦

構成共和国との間の国境管理の重要性が増すにつれて、国境警備隊の地位が高まる一方、世界的な軍縮傾向の中で正規軍が縮小され、両者の関係に相対的な地位の変化が生じている。

このように南クリル諸島周辺での緊張が続いている一方で、「密漁」問題は力の使用だけでは解決されないという認識も浮上してきた。ポキージン・南クリル地区長は先に力の立場を擁護したが（「重要日誌」参照）、その一方で入漁料を払う見返りに、南クリル諸島周辺での日本漁船の安全操業を認めるという提案を根室市長に行なった。この提案が、当初から中央の了解を得たものであったかは明確ではないが、後にロシア国内では外務次官もこの提案を支持しており、中央政府の一定の支持を得たものであるといえよう。一方、この問題に対し日本政府は、入漁料を払って操業を行なうことはこの地域におけるロシアの主権を認めることになるとの立場から、消極的な立場をとっていた。11月27日に来日したソスコベツ第一副首相と河野外相との間で行なわれた協議の結果、安全操業問題について今後正式に交渉を始めることが決定されたが、交渉は進展していない。国家主権が絡む南クリル領域の管轄権（裁判権、漁船の取締権などを含む）などを巡り、双方が合意していないからである。

#### 〔ロシア・第一副首相来日〕

11月27日から12月1日まで、ソスコベツ・ロシア第一副首相が来日した。1993年10月のエリツィン大統領以来のロシア高官の来日であり、ロシア、日本側双方にとってその思惑は異なるが、交渉の内容に期待がかけられた。

ロシア側にとっては、今回の来日の目的は、(1)ロシア側が作成した経済開発プログラムに対する協力融資を、G7において約束した4億ドルを超えて融資させること、(2)ロ日貿易発展のための「政府間貿易・経済問題委員会」の設立、(3)ロシアのGATT参加支援要請などである。(1)に関しては、4億ドルの融資枠が使用された段階で、人道援助分5億ドルの一部を経済協力に振り替えることが検討されることで決着した。(2)に関しては設立が決定された。これについて、ロシア側にとっては二つの意味があると言われている。第1は経済問題に関する高級レベルでの交渉と議論の場ができたこと。第2に新しい委員会に参加することによって、第1副首相の政府内での力が高まることである（『イズベestia』11月29日）。

一方、日本側にとって今回の交渉の最大の課題は「領土問題」を進展させることであった。しかし、今回ロシア側は「領土問題」の交渉は1995年来日予定のコ

ズイレフ・外務大臣に任せるとの方針であったため、日本側は当初から、93年10月のエリツイン大統領訪日時に両国最高首脳が共同で出した「東京宣言」の確認以外に得るものはないことが予想された。ロシアの新聞によれば、日本側が今回の交渉で得た重要な成果は、第一副首相が「東京宣言」を否定せず、以前の合意はすべて有効であると確認したことにあるとしている（『イズベスチヤ』11月30日）。

## その他諸国との関係

### 〔対韓国〕

金泳三韓国大統領は、6月1日からロシア公式訪問を行ない、エリツイン大統領と首脳会談を行なった。会談の議題は、主としてロシアと韓国の経済関係の発展と、朝鮮半島における核問題であった。翌2日共同記者会見が行なわれ、経済に関し、ロシア側からは「活発な経済関係と、ロシア、特に極東地域への韓国企業の投資」が要請された（『ロシア新聞』6月3日）。しかし韓国側にとってロシアへの投資は、ロシアが韓国に対し、期限のきた債務4億ドルを含む総額14億ドルの債務がある以上、困難である。しかし韓国大統領は、たとえばサハ共和国＝韓国間のガスパイプラインの建設のような互恵的の案件には優先度を与える用意があると述べた。また債務問題は、専門家による作業グループがこの問題を検討すると提案した。

朝鮮半島における核問題に関して、ロシア大統領はその原則的な立場を次のように述べた。「北朝鮮は核兵器不拡散条約の完全なメンバーになり、国際原子力機関との合意を完全に果たすべきである」（『ロシア新聞』6月3日）。さらに、北朝鮮の核問題を解決するため、韓国、北朝鮮、ロシア、アメリカ、中国、日本、国連および国際原子力機関の代表が参加する朝鮮半島の安全保障と非核地帯化のための国際会議を開くよう、改めて提唱した。朝鮮半島の核問題は、1994年の北東アジアにおける国際政治の大きな焦点のひとつとなったが、結局はアメリカと北朝鮮の2国間での交渉で妥協が成立し、ロシアの出番は全くなかった。

韓国大統領は、帰路7日にロシア極東地域の2大都市ハバロフスク市とウラジオストク市を訪問した。イシャエフ・ハバロフスク知事によれば、韓国大統領との会談では、韓国の援助によってハバロフスク地方で自動車を生産する問題が取り上げられた（『プリアムールスキエ・ベドマスチ』6月8日）。また、ナズドラチェンコ・沿海地方知事との会談では、ウラジオストク＝ソウル間の空路直行便の創設、ウラジオストク空港改修プロジェクトの完成、韓国と沿海地方との経済協力



の拡大が話し合われた（『ウラジオストク・ニュース』第24号 6月17日）。

〔対中国〕

1994年に両国の外交活動は活発化した。まず1月26日にロシア外相が訪中、5月26日にはロシア首相が中国を公式訪問、6月27日には中国外相がロシアを訪問した。そして、これら一連の口中外交の総仕上げが9月2日の中国国家主席のロシア公式訪問であった。両国の国家元首による首脳会談の結果、三つの意味を持つ共同宣言が調印された。その第1は、経済的側面であり、「隣国としての経済の相互補完性を活用、金融、交通、情報分野での協力を重視」することに合意したことである。第2には、軍事的領域において、「戦略ミサイルの照準を互いにはずし、双方の武力の不使用、特に核兵器の先制不使用の義務を厳守する」こと、「両国国境周辺の軍の相互削減、信頼醸成の合意を目指し、それを基に軍を必要最小限まで削減する努力を行なう」ことで合意したことである。第3には、国境問題の解決である。これら三つの領域は密接に関係している。すなわち、特にロシアにとっては、中国との間の未解決の西部、東部国境の画定問題を最終的に解決し、双方が互いに敵対国ではないということを確認して、両国間の関係を安定させ、それに基づいて、飛躍的に発展を続けている中国経済との協力関係を高め、ロシア経済の成長を促す思惑である。

しかし、このような国家首脳レベルでの合意にもかかわらず、たとえば国境画定問題に関し、極東の地域レベルでは異なった反応が生じている。1995年のはじめに極東地域の知事たちは、これまでに合意された東部国境の画定について見直すことを主張し始めた。この問題は、95年におけるロシアの中央と極東地域との関係の大きな焦点となる可能性がある。また近年のロシアと中国の間の貿易の拡大に伴い、94年1月6日にはロシア・アムール州ブラゴベシチェンスク市と中国・黒龍江省黒河市の間に国境自由経済貿易地帯の設置が合意され、1月27日に行なわれたロシア外相と中国外相の会談では、先の両市を含む21組の口中国境都市の開放に合意した。しかし、中国人の大量流入と長期居住が極東地域住民の脅威となっており、そのため国境を往来する中国人に対するビザの導入、国境管理の強化などにより94年に両国の国境貿易は大きく減少した。

**1995年の展望**

これまで述べてきた1994年の極東地域の政治、経済、対外関係の状況を見ると

き、95年に極東地域が安定と危機からの脱出を図ることができるような要素は見いだせない。

極東地域における政治的不安定さの根底には経済の危機的状況がある。極東地域の各行政府は、このような状況を「地域に特別の地位を与えるよう」にとの政治的要求で解決しようとしてきた。しかし、「特別の地位」という問題は、ひとり極東地域だけの問題ではなく、全ての連邦構成主体に関係している。つまり、憲法制定過程において問題となった、連邦中央と地方の権限分割の問題、連邦構成主体間の地位に密接に関連しているのである。そしてこの問題は、いまだロシアの国家体制において解決されていない。今後、極東地域はこの問題の解決のために、知事の民選、「正当性」をもった知事と議会による中央に対する地方への権限委譲要求、最後にはまたしても「共和国」宣言問題を持ち出す可能性すらある。

経済的危機を政治的要求で解決しようとする極東地域行政府の行動は、中央との対立を引き起こしかねない。こうして結局のところ、極東地域が考えている経済危機脱出計画は実現される可能性が低いと言えよう。

対外関係に関して言えば、領土問題、安全操業問題などを抱える日本との関係は急速に改善する兆しは全くない。また1991年に中国との間に締結された東部国境画定条約についても極東地域の知事たちがその見直しを主張し始めており、中央と地域の対立の大きな要因となる可能性がある。

(動向分析部)

1月6日 ▶黒竜江省黒河市とアムール州ブラゴヴェシチェンスク市、国境自由経済貿易地帯の設置で合意。

26日 ▶日ロ航空交渉で、青森＝ハバロフスク、富山＝ウラジオストクの定期航空路の開設、新潟＝ウラジオストク1便増設で合意。

▶ロシア外相、中国公式訪問（～28日）。

27日 ▶ロシア外相、ロ中国境確定で問題となっているアムール河大ウスリー島を共同で開発することを提案。

▶ロシア、中国両外相、黒河市とブラゴヴェシチェンスク市など21組の都市の国境貿易と市の開放などを定めた協定に調印。

28日 ▶ロ中蒙政府、3カ国が国境を接する2地点の位置について合意、協定に調印。

▶ロシア外相、江・中国国家主席と会見し、ロ中関係を長期的に発展させること、主席が年内に訪ロし、ロシア大統領と首脳会談を行なうことで合意。

2月4日 ▶コムソモーリスク・ナ・アムールの軍需工場が、国からの代金と賃金の支払遅延のため生産停止する。

12日 ▶日韓ロ、ロシアの放射性廃棄物の海洋投機問題で共同海洋調査の実施で合意。

14日 ▶ハバロフスク地方労組評議会傘下の労働者、賃金未払いなどに抗議して時限ストなど統一行動を実施。

15日 ▶炭坑建設労働者および炭坑労働者のストライキが極東から始まり、ロシア全土に拡大。

28日 ▶日ロ漁業合同委員会（サケ・マス交渉）、東京で開始。

3月9日 ▶日本外務省、対ロシア緊急人道支援として極東地域に食料品を贈ることを決定。

12日 ▶日ロサケ・マス交渉、前年並みで合

意。

13日 ▶ハバロフスク地方議会選挙実施。

14日 ▶米国務長官、ウラジオストクでロシア外相と会談し、「緊密なパートナー関係を維持していく」ことを確認。

17日 ▶沿海地方政府、ウラジオストク市長を解任。

19日 ▶沿海地方知事、3月27日に予定の地方議会選挙を10月に延期することを発表。

22日 ▶日米欧企業連合、「サハリン2」計画についてロシア政府と開発暫定協定に調印。

25日 ▶日米欧企業連合とロシア燃料エネルギー省、「サハリン2」を生産分与方式で実施する議定書に調印。

27日 ▶サハリン州議会選挙実施。ユジノサハリンスク地区は不成立。

4月4日 ▶函館＝ユジノサハリンスク航空路線開通。

13日 ▶「アムールスキエ・ベドマスチ」によれば、中ロ間で領有が確定していない大ウスリー島を巡る国境交渉に向けて、同島を実質支配している住民がこのほど「大ウスリー島に関する社会委員会」を結成。

19日 ▶サハリン州クリル列島社会経済発展計画実施管理委員会が発足。

22日 ▶南クリル諸島からの94年度ビザなし訪問開始。

▶日米欧企業連合、「サハリン2」事業化の受け皿となる共同出資会社「サハリン・エネルギー・インベストメント」を設立。

23日 ▶ロシア外務省などは、22日までにロシア首相に対し、沿海地方に建設予定の放射性廃棄物の陸上処理・貯蔵施設の早期着工を求める共同の請願書を提出。

5月1日 ▶サハリン州、国境地帯の海岸線から内陸側へ5キロの地域を「国境特別地帯」

とする制度を導入。

6日 ▶ロ中東部国境画定のための事務レベル会議，93年7月以来，ハバロフスクで再開。

10日 ▶日ロ知事会議，東京で開催。

12日 ▶ロシア国家商品検査局サハリン支部，日本からの人道援助物資の一部の販売を，品質の安全性のため禁止。

13日 ▶サハ共和国と韓国企業グループ，ロシア連邦は，前日までに同共和国での天然ガス開発と輸送について企業化調査を実施することで合意。

26日 ▶サハリンで初めての日本製品見本市開催。

▶ロシア首相，中国を公式訪問。

31日 ▶ハバロフスク地方知事，前日までにアムール，ウスリー両河のロシア側水域への中国船の航行を規制する地方条例を制定。

6月2日 ▶第2回日ロ政府間貿易経済協議，モスクワで開催。

4日 ▶サハリン石油開発協力（SODECO），会社を清算し，新会社を設立する方向で検討を開始。

7日 ▶韓国大統領，ハバロフスク，ウラジオストク市を訪問し，知事と経済交流について会談。

8日 ▶サハリン州知事，「サハリン4」の国際入札を年内にも行なうことを表明。

23日 ▶日米欧企業連合，「サハリン2」の生産分与契約をロシア政府と締結。

26日 ▶ハバロフスク市とハルビン市，25日までに通商・経済協力に関する友好協定締結。

28日 ▶カムチャツカ半島の核廃棄物場で廃棄物から放射能が漏出。

7月11日 ▶北海道，サハリン州両知事，両自治体の漁業協力のためのサハリン・北海道漁業協定会議（仮称）の設置で合意。

▶日ロ極東経済会議が開催。

▶豆満江開発に関する国連開発計画と関係5カ国の計画管理委員会が開催。

15日 ▶富山＝ウラジオストク航空線開通。

24日 ▶サハリン州議会，ユジノサハリンスク市議会の再選挙が実施される。

29日 ▶北東アジア経済発展戦略国際シンポジウムが長春で開催。

8月2日 ▶沿海地方知事，知事選挙実施に関する条令に署名，投票日は10月7日。

8日 ▶ロ中米，ロ中国境のウスリー河流域を開発する協定に調印。

9月2日 ▶中国国家主席，ロシアを公式訪問。

21日 ▶93年10月事件後活動を停止していたアムール州議会，最高裁判所の判決により復活，活動を再開。

10月4日 ▶北海道東方沖地震発生，南クリル地域に大きな被害。

5日 ▶沿海地方知事，7日予定の知事選挙を中止すると発表。

23日 ▶沿海地方議会，ウラジオストク市議会選挙実施。

▶サハリン州政府筋，色丹島を南クリル地区政府から分離し，暫定行政区として州政府が直轄統治することを明らかにする。

11月9日 ▶南クリル地区長，10月末の集計では，色丹島の住民の9割が永久離島を，国後島でも4割が離島を希望していると述べる。

27日 ▶ソスコベツ・ロシア第1副首相来日。

30日 ▶日ロ経済委員会とロシア側関係者，第4次極東森林開発プロジェクトの実現のため，従来の基本契約を見直すことで合意，覚誓に調印。

12月15日 ▶ロシア連邦会議国際問題委員会と極東地域代表の合同会議開催（～16日）。

28日 ▶日ロ経済委員会，前日までにロシア極東の港湾などのインフラ整備や炭田開発を中心とする4事業の推進の支援，協力を決定。

# 主要統計 **ロシア極東 1994年**

## 1 面積・人口

	面積(1,000km <sup>2</sup> )		人口(1,000人)			
	1994	(%)	1993	1994	1994	
					都市部	農村部
ロシア連邦	17,075.4	100.0	148,673	148,366		
[極東地域]	6,215.9	36.4	7,900	7,788	5,892	1,896
サハ共和国	3,103.2	18.2	1,074	1,061	692	369
ユダヤ自治州	36.0	0.2	219	218	143	75
チュコト自治管区	737.7	4.3	124	113	80	33
プリモリーエ地方	165.9	1.0	2,302	2,287	1,775	512
ハバロフスク地方	824.6	4.8	1,621	1,608	1,296	312
アムール州	363.7	2.1	1,063	1,056	691	365
カムチャッカ州	472.3	2.8	456	439	359	80
コリヤーク自治管区	301.5	1.8	38	35	13	22
マガダン州	1,199.1	7.0	327	307	264	43
サハリン州	87.1	0.5	714	699	592	107

(注) 人口は1月1日現在。

(出所) РОССИЙСКИЙ СТАТИСТИЧЕСКИЙ ЕЖЕГОДНИК 1994, ロシア国家統計委員会, モスクワ, 1994年。

## 2 主要都市人口 (単位: 1,000人)

	1991	1992	1993	1994
サハ共和国				
ヤクーツク市	193	198	196	194
プリモリーエ地方				
ウラジオストク市	648	648	643	637
ウスリースク市	160	161	162	162
ナホトカ市	165	166	165	164
ハバロフスク地方				
ハバロフスク市	613	615	612	609
コネツクムリンスク市	319	319	315	311
アムール州				
ブラゴベシチェンスク市	211	214	213	214
カムチャツカ州				
ベカマンズラフスキ市	273	273	265	256
マガダン州				
マガダン市	155	152	142	135
サハリン州				
ユジノサハリンスク市	164	165	165	162

(注) 人口10万人以上の都市。

(出所) 表1に同じ。

## 3 工業生産動向 (物量, 1990=100)

ロシア連邦	1991	1992	1993
	92	75	65
[極東地方]	97	83	72
サハ共和国	78	78	75
ユダヤ自治州	95	71	47
チュコト自治管区	92	82	72
プリモリーエ地方	96	90	79
ハバロフスク地方	99	85	70
アムール州	94	77	72
カムチャッカ州	92	67	63
コリヤーク自治管区	93	58	81
マガダン州	97	89	80
サハリン州	103	81	59

(出所) 表1に同じ。

## 4 工業部門構成比 (1993年)

(%)

	全体	非鉄	食品	電力	燃料	機械	木材	建設	製粉	軽	他
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
[極 東 地 域]	100.0	28.4	25.5	11.9	10.5	7.6	5.3	4.4	1.6	1.3	2.3
サ ハ 共 和 国	100.0	66.4	4.1	10.2	12.1	1.1	1.2	4.1	—	0.3	—
ユ ダ ヤ 自 治 州	100.0	1.9	12.9	6.3	—	25.9	9.1	17.6	3.2	20.4	0.5
チュコト自治管区	100.0	70.6	2.2	22.5	2.9	0.2	0.2	0.8	—	0.1	—
プリモリーエ地方	100.0	4.2	52.1	9.7	1.0	12.5	6.0	5.4	2.2	1.7	3.0
ハバロフスク地方	100.0	5.4	13.0	12.3	26.0	14.7	9.8	4.2	3.1	2.0	8.2
アムール州	100.0	23.0	17.6	19.2	8.0	7.8	8.9	5.3	5.6	1.9	1.7
カムチャッカ州	100.0	0.5	72.4	13.0	0.1	7.6	1.8	3.0	0.6	0.6	0.1
マガダン州	100.0	65.4	10.9	14.9	1.4	3.7	0.6	2.0	—	0.4	0.3
サハリン州	100.0	0.2	45.6	9.8	19.3	4.0	12.3	5.4	1.9	0.6	0.3

(注) 工業部門構成—(1)非鉄金属。(2)食品。(3)電力。(4)燃料。(5)機械製造および金属加工。  
 (6)木材, 木材加工および紙パルプ。(7)建設資材。(8)製粉および配合飼料。(9)軽工業。(10)  
 その他の内訳: 鉄鋼業, 化学および石油化学工業, ガラスおよび陶磁器産業。  
 (出所) 表1に同じ。

## 5 外国貿易

(単位: 100万ルーブル)

	1990		1991		1992		1993	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
サ ハ 共 和 国	316.0	119.4	263.2	489.9	18,114	6,122	44,774	23,115
ユ ダ ヤ 自 治 州	—	—	—	—	—	—	12,714	13,638
プリモリーエ地方	575.1	1,760.6	772.3	1,368.2	22,641	11,034	221,546	123,985
ハバロフスク地方	436.1	768.4	291.2	981.4	17,754	11,567	418,430	123,311
アムール州	145.4	261.1	114.5	287.4	4,935	15,705	20,590	85,604
カムチャッカ州	85.4	522.2	172.1	428.6	8,779	2,965	72,514	81,923
マガダン州	15.9	387.9	10.2	232.1	1,375	5,656	6,966	40,635
サハリン州	88.5	559.5	73.4	361.9	15,083	5,928	140,653	54,435

(出所) 表1に同じ。

## 6 民営化企業の所有形態別分布 (1993年)

(単位：件数)

	合計	地方自治体所有		連邦主体所有		連邦所有	
		計	構成比(%)	計	構成比(%)	計	構成比(%)
ロシア連邦	42,924	26,340	61.3	9,521	22.2	7,063	16.5
[極東地域]	2,708	1,849	68.3	504	18.6	355	13.1
サハ共和国	168	32	19.0	136	81.0	—	—
ユダヤ自治州	70	28	40.0	19	27.1	23	32.9
チュコト自治管区	62	50	80.7	9	14.5	3	4.8
プリモリーエ地方	641	558	87.1	40	6.2	43	6.7
ハバロフスク地方	618	420	67.9	90	14.6	108	17.5
アムール州	386	226	58.6	92	23.8	68	17.6
カムチャッカ州	191	141	73.8	36	18.9	14	7.3
コリヤーク自治管区	16	12	75.0	4	25.0	—	—
マガダン州	302	238	78.8	27	8.9	37	12.3
サハリン州	270	156	57.8	55	20.4	59	21.8

(出所) 表1に同じ。

## 7 民営化企業の経済部門別分布 (1993年)

(%)

	工業				農業	建設業	自動車	商業	飲食業	その他
	建設資材	軽工業	食品工業							
ロシア連邦	29.1	2.0	8.2	5.0	1.7	9.2	3.2	34.6	6.9	15.3
[極東地域]	23.9	1.8	6.8	3.9	2.0	10.7	3.5	35.3	6.2	18.4
サハ共和国	27.4	4.8	6.5	1.8	13.1	34.5	0.6	11.9	0.6	11.9
ユダヤ自治州	31.4	5.7	4.3	8.6	1.4	17.1	7.1	11.4	2.9	28.7
チュコト自治管区	24.2	3.2	9.7	1.6	—	6.5	—	27.4	27.4	14.5
プリモリーエ地方	18.7	0.8	6.6	1.4	0.3	5.1	1.4	53.2	7.6	13.7
ハバロフスク地方	22.7	1.6	4.5	3.1	0.3	11.3	1.9	30.4	4.5	28.9
アムール州	26.4	0.8	9.6	7.0	5.7	13.7	4.4	31.6	3.9	14.3
カムチャッカ州	30.9	0.5	10.5	6.3	1.6	8.9	8.9	22.5	7.9	19.3
コリヤーク自治管区	31.3	—	18.8	12.5	—	—	6.3	6.3	—	56.1
マガダン州	20.2	1.3	7.9	0.7	—	4.0	8.3	45.0	6.0	16.5
サハリン州	30.7	4.1	4.8	10.0	1.1	11.5	3.0	29.6	8.5	15.6

(出所) 表1に同じ。